

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年4月4日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市指定ごみ袋折込等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市指定ごみ袋の製造における折込み・袋詰め・梱包等

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター

電話 0166-36-2213

2 契約を締結した年月日

令和7年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光台5条2丁目12番12号

旭川小規模障害福祉事業所連絡協議会 会長 細谷 貴之

4 契約金額

1箱当たり132,000円（うち消費税及び地方消費税相当額12,000円）

5 契約の相手方とした理由

対象業者は、市内に存在する多数の障害者支援施設等が、各施設間の連絡・調整等を目的として設立・運営しており、業務発注の窓口である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、状況に応じた各施設への的確な作業分担等が可能であるなど、適正かつ効率的に業務が遂行される唯一の者であるため。また、提出された見積金額が予定価格内であったため。